

福島銀行「いつでもどこでも支店」 総合口座普通預金規定

1. 総合口座取引

(1) 次の各取引は、総合口座として利用すること（以下「この取引」という。）ができます。

①普通預金

②スーパー定期（以下「定期預金」という。）

なお、この定期預金は、「福島銀行「いつでもどこでも支店」 総合口座定期預金規定」により取扱います。

③第2項の定期預金を担保とする当座貸越

(2) 普通預金については、単独で利用することができます。

(3) 第1項の取引については、この規定の定めによるほか、「いつでもどこでも支店」取引規定および当行の当該各取引の規定により取扱います。

2. 預金の取引

(1) この預金は、パーソナルコンピューター等の端末機によるインターネットを通じた依頼に基づく方法、もしくは当行および当行と提携している金融機関等の現金自動預入払出兼用機（ATM）による方法により取引を行います。

(2) 同日に数件の支払をする場合にその総額が預金残高を超えるときは、そのいずれかを支払うかは当行の任意とします。

(3) この預金口座の通帳は発行しません。

3. 取扱店の範囲

この預金は、福島銀行「いつでもどこでも支店」を含む当行本支店の窓口で預け入れ・払戻し等を行うことはできません。

4. 各種料金等の自動支払い

(1) この預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。

(2) この預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払戻すことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）を超えるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

5. 振込金の受入れ

(1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。

(2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

6. 利息

この預金の利息は、毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当行所定の日、その前日までの利息を店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。ただし、利率は金融情勢に応じて変更します。

7. 当座貸越

(1) この預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当行はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金の上払戻しまたは自動支払いします。

- (2) 第1項による当座貸越の限度額（以下「極度額」という。）は、この取引の定期預金の合計額の90%（千円未満は切捨てる。）または500万円のうちいずれか少ない金額とします。
- (3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金は、貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、第9条第1項の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

8. 貸越金の担保

- (1) この取引の定期預金には、第2項の順序に従い、その合計額について556万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
- (2) この取引に定期預金が数口ある場合には、第9条第1項の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となるものがあるときは、預入日（継続をしたときはその継続日）の早い順序に従い担保とします。
- (3) 貸越金の担保となっている定期預金について解約または（仮）差押があった場合には、第7条第2項により算出される金額については、解約された預金の金額または（仮）差押にかかる預金の金額を除外することとし、第1項もしくは第2項と同様の方法により貸越金の担保とします。
- (4) 第3項の場合、貸越金が増極度額をこえることとなるときは、直ちに増極度額をこえる金額を支払ってください。この支払があるまでの第3項の（仮）差押にかかる預金についての担保権は引き続き存続するものとします。

9. 貸越金利息等

- (1) 貸越金の利息は、付利単位を100円とし、毎年2月と8月の当行所定の日、1年を365日として日割計算のうえ、この預金から引落としまたは貸越元金に組入れます。スーパー定期を貸越金の担保とする場合の貸越利率は、スーパー定期ごとにその約定利率に年0.5%を加えた利率とします。
- (2) 第1項の組入れにより極度額をこえる場合には、当行からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。
- (3) この取引の定期預金の全額の解約により、定期預金の残高が零となった場合には、第1項にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
- (4) 貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当行が定めた日からとします。
- (5) 当行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14%（年365日の日割計算）とします。

10. 印鑑照合等

この取引において解約請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱った場合は、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

11. 即時支払

- (1) 第1号から第4号のいずれか一つにでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当行からの請求がなくても、それらを支払ってください。
 - ①支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき
 - ②相続の開始があったとき

- ③第9条第2項により極度額を超えたまま6か月を経過したとき
 - ④住所変更の届出を怠るなどにより、当行において所在が明らかでなくなったとき
- (2) 第1号もしくは第2号に貸越元利金等があるときは、当行からの請求があり次第、それらを支払ってください。
- ①当行に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
 - ②の他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき
- (3) 第1項の事由があるときは、当行はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。

1 2. 差引計算等

- (1) この預金による債務を履行しなければならない場合には、当行は、次のとおり取扱うことができるものとします。
- ①この預金の定期預金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続を省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。
 - ②第1号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。
- (2) 第1項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

1 3. 規定の変更

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更するものとします。
- (2) 第1項によるこの規定の変更を行う場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットその他の相当の方法により、周知します。
- (3) 第1項および第2項による変更は、周知の際に定める効力発生時期から適用されるものとします。

以 上

(2020年4月1日現在)